

総務委員会会議録

- 1 期 日 令和3年9月1日(水)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前11時28分
(休憩 午後0時51分～午後1時00分)
- 4 閉会時刻 午後 1時26分
- 5 出席者 委員長 寺田幸弘 副委員長 藤澤恭子
委員 松本 均 委員 草賀章吉
委員 山本行男 委員 鈴木久裕
委員 鷺山記世

当局側出席者 総務部長、危機管理部長、
消防長、南部行政事務局長、会計管理者、
監査委員事務局長、議会事務局長、所管課長
事務局出席者 議事調査係 山崎貴哉

6 審査事項

- ・ 県知事提出
議案第105号 掛川市板沢財産区議会設置条例の制定について
- ・ 議案第106号 掛川市板沢財産区特別会計条例の制定について
- ・ 議案第107号 掛川市板沢財産区運営基金条例の制定について

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和3年9月1日

市議会議長 松本 均 様

総務委員長 寺田幸弘

議 事

午前11時28分 開議

○委員長（寺田幸弘君） 全員お集まりですので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

定例会におきまして、当委員会に付託されました議案は、県知事提出議案第 105号 掛川市板沢財産区議会設置条例の制定についてをはじめとして全 3件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として 3点申し上げます。

初めに、本日、傍聴の申出がありましたので、報告いたします。 2名の委員の方の傍聴をよろしくをお願いいたします。

次に、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

続いて、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案のページを示し、疑問点を明確に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答式でお願いします。

それでは、審議に入ります。

まず、県知事提出議案第 105号 掛川市板沢財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

それでは、行政課から説明をお願いします。

大石総務部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 行政課から 105号を説明する前に、概要として私から先に説明をする形を取らせていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） お願いいたします。

○委員長（寺田幸弘君） 説明ありがとうございました。

続きまして、熊切行政課長から説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございました。

ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉君） 形式的には分かりましたけれども、要は本音のところ、県からという話なんですけれども、実際にはなぜ今頃こういう話になっていて、もともと財産区は板沢に存在していて、そこで何か不利益が出てきたとか、煩雑であるとか、何か不正があるとか、いろんな理由があるんだと思うんですけれども、今頃なぜ出てくるんですか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 合併前、いろいろな関係がございます。私は平成26年のときに課長職で板沢の地元に入りました。そのときに掛川町との合併の経緯とかいろいろ教えていただきましたが、とにかく自分たちの財産を守りたいという意識がものすごくございました。それで、例えば今回これで変わりますのは、監査委員は市の監査委員が確実に監査します。それが今まででいきますと、地元の仲間たちの中から監査委員をつけて、そこで執行することが可能でした。そうした自治権というのは我々に既得権があるはずだということをかかなり強く自治権の関係、ある意味それはまちづくり協議会を上内田地区につくったときにちょっと感じたんですが、そのエリアの強さという部分を感じながらということもありましたので、なかなかこの部分について話を進めていくのは難しいなというのは感じたところでございますが、今回十数回の協議の中で、いろいろな中で法律の関係の改正もいろいろございますので、そういった中であります。

あと、県内で、104の財産区がありまして、当市には8つありますが、あと残っているのは掛川市の4つだけで、やはり同じような形の中で、地元の強い意向もあったりしながら、これを紆余曲折、合併とかいろいろ繰り返しの中でありましたが、進めていった中でのことでございます。多分いろいろな中で、いろいろな困難があったのはそういった自治権みたいな形の中の自分たちの財産は自分たちで守りたいという意向が強かったという部分だと思います。

以上でございます。

○委員長（寺田幸弘君） ほかに質問ありますか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉君） もう一つ。この板沢財産区は板沢区の全人口に対して構成員は何人ぐらいなんですか。

○理事兼総務部長（大石良治君） 選挙人名簿の登録者数を調べさせていただきますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（寺田幸弘君） 少し時間をいただきたいということでお待ちください。

大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 500人前後ということでございます。あくまでも選挙権を有す

る者の数です。

○委員長（寺田幸弘君） 草賀委員。

○委員（草賀章吉君） この財産区は後から入った住民もそこの構成員となれるということではないんですか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 先ほど言いました地方公共団体ということになっておりまして、後から来た者とか一切関係なく、例えば不動産を持っていますが、これも板沢財産区というエリア、これで法人格を有していますので、昨日来たから、昔からいるからということでのその違いはございません。一切ございません。そのエリアということになります。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 経過含めて幾つかお尋ねします。

平成17年の合併のときに、たしか管理会制を敷いている財産区も今では4つになっていますけれども、その段階でしっかり条例が整ったのは全て整っていたわけじゃなくて、合併後に新たにつくったという、そういう経過でよろしかったんですかね。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員、今の質問は平成17年のその時点でもうそのままできていたのかということ。

○委員（鈴木久裕君） それはまた後で調べて教えてください。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、調べていただいた後、報告ということで次に進みたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 端的に言って、合併当初、こういうことをしなければいけないということ自体が分からなかった。分かった時点、強烈に県から指示があったのは平成25年以降だったと思うんですけども、先ほどももちろん説明ありましたけれども、この間、できなかったのは行政の不作為だったということではないですか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長、お願いします。

○理事兼総務部長（大石良治君） 不作為という形で言われますとちょっと私どもにとってはつらいものがあります。といいますのは、本来でいきますと17年の3月31日までに、合併前の旧掛川市

がこれを制定している。それをエントリーしていただくのが本来の趣旨であったかと思えます。合併後にこの中でいろんな形を取ってきまして、紆余曲折ございましたが、ある意味67年間、26年のときからありましたので、その中ではその既得があるからということで合併前の17年 3月31日、それを 4月 1日以降の部分に持っていくときに、本来だったらしておいていただきたかったという部分がございます。ただ、その後、いろんな形でチャレンジをしながら、今回この形に持ってきましたので、今の職員等については大変感謝しているという言い方をさせていただきます。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 私自身もここ 2年ぐらいかな、高塚課長をはじめとした努力には率直に感謝申し上げます。評価はしています。だから、ここに至るまでの経過ということで申し上げます。

それと、さっきの説明の中で、財産区は自分たちものという意識が地元の方で非常に強いという、そういう説明がありましたけれども、本来、この財産区の財産はどなたのものですか。

○委員長（寺田幸弘君） 財産区の所在ですか。どなたのものということですか。そういう質問ですか。

○委員（鈴木久裕君） 財産区の主権者は誰か。それで、財産区の公共財産として持っている主体は誰なのか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） まず、地方公共団体でありますので、板沢財産区という法人格が登記で持っておりますので、ここが法人格を有している代表者、個人の名前ではないということであります。先ほど言いましたように、住民の間で自分たちのものという考え方が生じていることが多々ありますけれども、それは地区住民が共有の持ち分を持つ私有財産であるという考え方であることが多いものですから、あくまでも財産区の性格、これを正しく認識していただくこと、この指導は行政として今後も続けていきたいというように思います。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 確認ですけれども、財産区、そもそも掛川市にあるということではなくて、板沢財産区にあるということですか。ちょっと確認させてください。

○行政課長（熊切紀和君） 財産区につきましては、掛川市の区域内に存在する地方公共団体であると、そういうことです。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 財産区は掛川市の区域の中に特別地方公共団体を有している。では、掛川市の一部ということですか。

○委員長（寺田幸弘君） 財産区は掛川市の一部であるかということの質問です。

大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 掛川市の一部でございます。ですので、これが消滅する場合については、仮にです、板沢財産区のエリアが分損して、そこになった場合については掛川市から外れることとなりますが、それ以外についての特別地方公共団体として不動産の扱い、今、財産調書にある既得の部分については、その運用について板沢区の財産区がそれを既得として持っているということとなりますが、それ以外のものについては全て掛川市という形になります。包含しております。

○委員長（寺田幸弘君） 草賀委員。

○委員（草賀章吉君） ちょっと私は大分うがった見方をしていたんで、何か当該の財産区がいろんな利益のためにこういう形にしなければいかんということで、そこをはっきりさせようということかと思っていたんですが、市の指導によって、今財産区を明確にしろと、こういうことで今回が起こっているということですか。

○理事兼総務部長（大石良治君） いずれにしても、公的な地方公共団体でありますので、きちっとした形で存続する形を取らないと、他にも対抗できませんし、矛盾点が出てきます。ですので、きちっとした形を取っていきたいといえますか、県内で当市だけになりましたので、ここをきちっとして、運営の中で指摘することを指摘し、その運用に努めてまいりたいと思います。それでどうしてももう必要ないとなれば、掛川市に帰属していただくことは、今まで解散しましたのは、粟本財産区等は解散に踏み切っておりますので、時代とともにそういうことも十分考えられますが、その点御理解いただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） 草賀委員。

○委員（草賀章吉君） それで、今回、この条例で管理会制でなくて議会制を取るわけですね。結構ハードルの高いものを指導されたというか、それは地元民がそっちを選択したのか、その辺の本音とかはどうか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） いろいろ調べさせていただきました。県内に 104の財産区がありますが、約 5割が財産区議会を持っております。それで、管理会が約 4割だそうです。あと、そ

の他が 1割という構成であります。ですので、議会という一番初めの明治の大合併ですか、こういった既得は初めのときには一番大きかったんです。ただ、これを管理会制に移行するという考え方をお持ちの財産区もありますので、それは時代とともに、あと財産が減ってきたりとか、高齢化が進んだというところがございますが、取りあえず横並びの県内 5割のエントリーの部分と同じ形にここで土俵につけるといふことで御理解願います。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

○委員（草賀章吉君） はい。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今回、説明が 1期生の議員は 8月ですか、 6月ですか。 8月。私どももその前に説明を受けたということになっていますが、その段階での説明資料で、本条例は失効しているんで、全て新たに制定しなければいかんという説明を受けてきました。今回、条例の文案を見ると、そうじゃないようになっている。それは県の指導があつてということなんでしょうけれども、私はこの条例の文案のやり取り、最初に原案をつくったのは誰なのか。どういう修正とかやり取りをして、今の形になったのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○委員長（寺田幸弘君） はい、お願いします。

○行政課長（熊切紀和君） 最初の文案は公布の日からというような形で考えておりましたが、県のほうで市町村合併を17年からこれまでの歩みを財産区議員の身分保障ですとか、そういったものを鑑みますと、こういった表現がいいのではないかとということで、最終的にはこういった案になりました。

○委員長（寺田幸弘君） 地元とのやり取りみたいな話も聞きたいというようなことでしょうか。でも、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○行政課主幹（稲垣琢也君） 行政課、稲垣です。

最初、事務局で元の掛川町時代の条例案を基に条例案を作成いたしました。そのときは、今、課長が申し上げたように、附則の第 2項がなかったという状況です。地元のほうとも財産区議会設置条例ですので、議員さんを選ぶときの要件とか選挙人の要件とか、そういうのを定める基本的なものとなりますので、その辺は今現状の運用とさほど大きな変わりはないということですね。地元の方もそれを理解した上で、これを承諾した上で、県知事のほうに案ということで出させていただきます。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 要は県の指導で入れたと、そういうことでよろしいですね。

それと、今度ほかの財産区 3つまだ条例化していないところがありますけれども、その場合は今どういうふうに考えているんですか。当然のことながら同じ 4つ目まで条例未制定の不備がある財産区、これからちゃんとしていかないといけないというのはあると思うんですけれども、ほかの財産区の議会制にするところ、管理会制にするところ、それから特会の条例とか、その辺の今後の制定の予定、その中でこれはどう考えていくかということの観点になると思いますので、その辺を教えてください。

○委員長（寺田幸弘君） 今、この出された 105号について、その前に次に出されるであろう財産区のことについてどう考えているかということによろしいですか、そういう理解で。

大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 県とのやり取りの中で 4つの財産区について話を進めなさいということで協議しております。今回、板沢財産区が一番初めなんです、年度内に同じような形でお認めをいただいて、手続きを今取っております。いかんせん、1つの財産区でも十数回いろいろな話合いがあります。中には財産区議会を管理会にしてしまおうという協議で進んでいるのも 4つの中の 1つございます。これは我々は積極的に支援はしていきます。あとはとにかく県も地元の意向をよく聞いて、正しい手続きをきちっとするような形を取ってほしいということでもありますので、これを強く切望されますし、我々もその指導を仰ぎながら、やはり先ほど鈴木委員が言いましたけれども、不適切じゃないですけれども、そういうことのないような形できちっと仕上げたいというふうに思っておりますので、その点では議員の皆様にも説明した資料の中の暫定施行というもののやり取りを担当レベルでやっていたときのものが活字になって、この間の新人議員の説明資料にもなっています。その点はいろいろ詰めた段階で事前に説明がきちっとされてなかったということに対しては、これは私からおわび申し上げて、全て詰めてここまで来たことを今回成案とした形で出させていただきましたことを一応御了解とともにおわびをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今、資料の説明の関係があったので、関連して言いますけれども、頂いた資料だと、財産区的意思決定とか執行の形態が 2つしか示されてないですよ。管理会制と議会制

と。本来の形はなぜ示さなかった。説明の中に入れなかったのかというのを、そのところを教えてください。

○委員長（寺田幸弘君） 本来のといいますと、議会制の形。

○委員（鈴木久裕君） 財産区の管理形態は 3つありまして、さっき言った10%は別の形態、それが本来なんです。そこからどれだけ地元の皆さんの意向を入れたような運営をさせるかということに管理会制があり、制度的にはもっと後で、管理会制のほうが後で出てきましたけれども、究極になるのは議会制ですけれども、その一番の基本的な形のところが全く説明の資料の中に入っていないと、これはどういうことだったのか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 現状と課題という形で、現状の中に 2つの形態が掛川市内にはありました。それを発展的に言うと、こういう形の中でもう一つあるという例はありますが、私が今説明しているといっても、我々もこの地方公共団体についても住民総会制というのがございます。議員さんを選出しなくてもできる。それと同じようなレベルということで考えていただいて、本当に小さいところならそれも有り得るのかもしれませんが、まずは既得の部分から入っていくということで、それは省略して説明と、あと勉強不足で、そこに入っていくちょっと勇気がなく、今ある形の中で管理会制と議会制の説明を皆様にしたという形になります。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 先ほどの県内10%の形態は具体的にはどういう形態ですか、それでは。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） そこまでは手引きの中に書いてあって、どこがどうというのまで聞いておりませんが、山林組合とか三島市外三ヶ市町箱根山林組合とか、こういうのがそうなのかもしれません。ちょっとすみません、勉強不足ですので、ちょっとどこがどうだということは言えません。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） ちょっと別の観点から、今まで実態としてこの議会制のところは地元にはほとんどお任せだったじゃないですか。お任せというか、どの程度市が関与していたか知らないですけれども、今度仮に議会制になったときに、当然公職選挙法に伴う選挙の執行、それから議会の開催とか、そういったものって全部市の職員がやることになると思うんだけど、その辺の労力は

どのくらい増えるのかというのはちゃんと考えたことはありますか。

○委員長（寺田幸弘君） 議会制に移行したときの市の役割。選管も含めて。

○委員（鈴木久裕君） 選管も含め、選管は今までも慣例的に選挙やっていたのだけれども、今度は市の本格的に議会の運営とかやるようになるので。

○委員長（寺田幸弘君） 市の関わりです。

課長、お答えください。

○行政課主幹（稲垣琢也君） 条例はなかったんですが、ない中でも議会運営については、今、こちらの市議会と同様に、告示をしたり、招集告示してやったり、あと会議録をしっかりとったりとか、議会運営は自治法に基づいてやっておりました。条例にはなかったということです。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 市長は出席していましたか。

○委員長（寺田幸弘君） はい、お願いします。

○行政課主幹（稲垣琢也君） 市長は出席はしておらず、事務方ですので、行政課長まで。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今後もそれでいいんですか。

○委員長（寺田幸弘君） 市長の出席についてですか。現状の今までどおりの出席の仕方でもいいのか、市の関わり方でいいのかという質問。

大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） あくまでも管理者というのは首長であります市長になります。今の4つの管理会についても市長が直接その会議に出ていったという事実はございません。ただ、今回これで変わって一番最初等の挨拶とか、そういった部分についてはしていく必要があるかと思えます。ただ、恒常的にそこに参加するというのは今のところ考えておりません。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 議会に市長が出ないというのはまずいでしょう。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 今、御意見がありましたので、その辺はもう少し詰めていく形を取りたいと思います。職務執行の形で部長職が代理することが可能なのかどうなのか、そういったものも含めて、その部分については検討してまいりたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、検討のほうをよろしくお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） それと、地元の皆さん、今まで慣例的にやっていたものだから、特にあまり自覚がなかったかもしれないけれども、今度本当に公選法で選ばれた、我々みたいな議員と全く一緒になりますよね。そこら辺をちゃんと説明してもらっているかなというのは、要はお香典出すのでも自分が行かなければ出してはいけないとか、一番近い例で言うと、今度から本当に大変になりますよというのは説明していますか。

○委員長（寺田幸弘君） 議員になったということについての説明をしているかということですが、大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 今の管理会制の委員さん、これについても公職選挙法の適用を受けておりますので、そこの中のどこまで、農業委員さんも昔選挙で、今はちょっと違うんですが、そこら辺の適用の関係はきちっと今回どこまで適用されるか、あと、それについてはちゃんと告示前後、もしくは当選しましたら、きちっとその形は示していきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） ほかのことを考えて、分かっているけれども、改めて聞くけれども、何でこの条例を今出してきたのか。ほかの条例と同様に年度末に向けて一斉にやるんじゃいけなかったのかというのをちょっともう一遍お願いします。

○委員長（寺田幸弘君） はい、お願いします。

○行政課長（熊切紀和君） 地元との協議が整いまして、それをなぜ今の段階で整ったかといいますと、9月に選挙を控えておりまして、臨時で板沢財産区のほうを先行して、同時に協議していたわけなんですけれども、板沢を優先的に話をさせていただきまして、整いましたので、今回出させていただきました。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） ちょっと表現が悪いけれども、この慣例的な状態からちゃんとしたのにやるというのはいいんだけど、議会の形だけ慣例的なでなく正式なものにして、会計は相変わらず慣例的で来年度から。ここが本当に問題で、次で言いますけれども、とすれば、協議は整ったけれども、今回9月の選挙は慣例的にやっておいて、新しく4月にもし仮に議会制の委員として新しく条例をつくったときに、最初の選挙に係る議員の任期を3年にすると。今回1年きりということについて、そういう方法もあったと思うんだけど、出し方も含めて非常にちょっと疑問が残る

というか、そのこのところ、選挙があるからということで出して、しかも正式なものにして、お金のほうが慣例的なほうで、相変わらず特会でもなく、そこから支出してという、このところが本当に矛盾だと思うんだけど、その辺いかがでしょう。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 67年たっております、きちっといけばいいんですが、先ほども予算の関係で合併のときも暫定予算というのを組んでました。新しい首長が決まってから本予算を出しております。ですので、経過措置というのがあるということ、これが2年、3年後に予算とか経費の関係が施行されるということでございます。これが来年度からきちっとした形になるということに対しての許容範囲はあるということで、地元との協議を尊重しなさいということがその趣旨でありますので、この日からなつたから、その日からいきなりということの緩和措置、経過措置を御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 先ほどの議場での説明ですよね。そのとおりなんですけれども、鈴木委員、いかがでしょうか。

○委員（鈴木久裕君） 超法規的で何とかそこをという考え方なら分かるんだけど、それが何かあたかも正当なような形で説明されると、それはちょっと違うんじゃないかと思うんだけど、そのあたりどうですか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 経過措置があっても、そこは御理解いただきたいというのと、先ほど来出ております昭和29年に掛川市の市制が施行されて、そこから67年が経過しておりますので、そういった中でずっと懸案事項であったと思うんですけれども、今回議会のほうは設置いたしましたけれども、立法機関としてそこをお受けいただきたいとこちらも思っております。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 本来で言えば、後で出てくるけれども、議案第106号も107号も施行日を公布の日からにしておいて、選挙の最初の段階で予算をこのように議決して、その前はこの条例があった日に市長が専決でやっておいてというとか、そうしないと、何かここの運営の仕方が非常にまずいというか、あり得ないですよ。片方だけちゃんとしたのになっておいて、そのお金は形のないところから出していく。それってどうなんですかね。やっぱり実態は分かりますよ。今すぐに市が会計お預かりできないとか、受入れ体制ができないというのは分かるけれども、別に財務会計システムを入れる必要はないので、本年度分は手処理でいいんじゃないですか。それでやっておいて、

ちゃんと同時に施行していくという形でない。それからほかの 3財産区の在り方全体の方向性とか、そちらの整合性、その辺がちょっと、一生懸命やったんで、それはそれで気持ちは分かるけれども、そこところがちょっとうまくいってないような気がするんですけどもね。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 経過措置というのは、我々行政マンとしては常套手段だと思っております。それと、今回あくまでも地元との協議を重ねた結果、それを尊重して実施する形の結果がこの 3本の条例になっています。ですので、例えば、先ほど鈴木委員が言ったような形で、暫定でやっておいてどうのこうのというような話になった場合、地元の方から、これでまた面倒くさいことをやるのかという話にもなっていく部分も十分考えられますので、協議が整った結果が今回これということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 山本委員。

○委員（山本行男君） さっき部長がおっしゃったように、県も地元とのヒアリングの中で、これでいいですよ。暫定的に移行するについてということですね。この案件で詰めていけば、鈴木委員がおっしゃるようなことにはなっていくんでしょうけれども、何でも事を進めるには、それぞれやっぱりそこでいけるときもあるだろうし、暫定的に 4月 1日になるという話になるんでしょうけれども、そういうことも当然あるとは私は思っていますので。だから、地元もそれでいいよ、県もいいよということであれば、そこに言われた実態のないところからお金を出すと、そこは指摘されるのはそれもあるのかなと思いますけれども、ある程度暫定協議の中でお金がそこで当然動いていくわけですから、あと半年間、時期の問題じゃないと思うけれども、その手続が県も地元もいいということであれば別にいいんじゃないかなと私は思っているんですけども。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） まだ委員間討議じゃないんですが、では、今回選挙で執行してお金かかりましたよね。どこから出てますか。監査できますか、今の状態で。

○委員（山本行男君） 区内の選挙ということで。

○委員（鈴木久裕君） 今、監査委員はこの板沢財産区の会計について監査されていますか。

○委員（山本行男君） してないです。

○委員（鈴木久裕君） ということで、では、今度本当に公職選挙法に基づいてちゃんとしっかりした形で、もう法制化がちゃんとした段階で選挙するわけですよ。その出どころはどうなっているかというのを監査しようといったって監査できないわけですよ。

○委員長（寺田幸弘君） 当局から熊切課長、お願いします。

○行政課長（熊切紀和君） まず、板沢財産区の議会の選挙費用につきましては、令和 3年度の掛川市の一般会計のほうで当初予算でお認めいただいておりますので、そこから支出するようになります。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） その選挙費用は地元財産区が負担することになっていますよね。その負担してもらった費用はどこから出てくるのということですよ。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） まず設置条例は根拠となっており、よりどころにしてあります。特別会計と基金の関係は条例自体が全くありません。ですので、自分たちの任意でやっている部分がありますが、市の指導が入って、いろいろな形を取っております。したがって、先ほど山本委員が言いました監査の関係、そこではきちりと審査できる形のをそれは整えます。ですので、その移行期間ということで御理解いただきたいと思います。全くそこに対して指示・指導をしなくてということではなく、きちっとそのところは行政が入っていく形で移行で、4月1日を迎える形を取りますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○委員（鈴木久裕君） 会計年度でまたいでしまっているけれども、そこはいいのか。

○委員長（寺田幸弘君） まず、105号についてのことでお願いします。ちょっと戻す形になります。

熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） すみません、先ほどの管理会の財産区の条例、管理会条例の制定日なんですけれども、佐東財産区が昭和48年に制定されております。東山財産区が昭和31年、それで桜木と上西郷合併時に制定という形になっております。佐東と東山ですね、その時点で施行されていて、新市で新しい掛川市の条例として施行されております。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

あと1つぐらいで。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） もう一度確認しますけれども、要は令和 3年度分の市の会計に対して、その選挙費用が一旦は市の一般会計から支出された分が、慣例で運用や運営をしている財産区から補填されるわけですよ。その中で、では、そこに支出をする。それについて本当に経過措置ということで片づけていいのかどうか。ここが本当に問題だと思うんだけど、これについて、県には

この設置条例のほうは確認はしてあると思うんだけど、実際の運営についてきちんと整合が取れるのかどうか、確認してありますか。

○委員長（寺田幸弘君） 県とのやり取りのことですよね。その確認をされているか。

大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） まず、任期満了については申し上げてあります。細かい今の一つ一つを確認しているかといったら、これは来年の 3月31日までにいろいろなことを潰していきます。それで形を整えていきます。何してもこの条例案 3つが議会の議決でお認めいただいた中で不整合があってははいけませんので、その後、いろいろな協議をしていく。そこまでに全部ができればいいんですが、とにかく今まで整った形で県から議案のほうの提出を知事から市の協力を得て、議会の皆様へという形になっておりますので、実際の運用は規則であったり、要綱であったりとなってくる場合もあるのと一緒で、細かいことは決めていきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 先ほど県とのやり取りの中でこの条項を入れたのは、今までの議員さんの身分的な何とかという御説明がありましたけれども、今慣例的な議員さんたちの処遇に対して、ちゃんと保障というか、今この文章を入れることによって、旧掛川町の条例を入れることによって何を担保しようとしているのか。

それと、今後の予定されるほかの条例もそういうふうに入れていくことになるかと思うんだけど、仮に今たまたま今回議員さんの任期が来ていないということで、今回一緒には上程しなかったと思うんですけども、その辺含めて、では、今度ほかのところは選挙をいつやっていくのが正解なのか。それも含めて御説明してください。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 先ほど課長のほうから説明した部分に補足をいたします。

まず、財産区の消滅というのが 2つあります。財産を全て処分し、財産を有しなくなった場合に一律的に消滅すること。あと、財産区の区域がその属する市町村から分離して、財産区の区域だけに新たな市町村が設置される場合、この 2つしか消滅はありません。ですので、県は今回の事務手続上、今まであった条例をきっちりと廃止することは専属するのは県知事になりますので、この附則第 2項を入れたいという意向もあります。それによって新たに掛川市が今回設置をするという形になっておりますので、運用の中ではありますが、大きな幹はその部分にあつて、この言葉を入れますので、あとの 3つの財産区についても同じような形を取るといふふうに考えております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

○委員（鈴木久裕君） 選挙。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 選挙につきましては、この条例の施行後、4月に行われます。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） ほかの3つは条例施行は4月にやっていると。ここだけは何で9月にしたんですか。というのは、要はよそのところと併せてちゃんと特会もつくり、基金条例もつくり、それで、その後で4月からやっても、ほかのところはそうするわけですね。なぜここだけそうじゃなかったのか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） それは地元との協議の中で、今回9月に選挙があるので、ここで条例を制定という話がまとまりまして、ここだけはそのようにさせていただきました。

○委員長（寺田幸弘君） 地元との協議ということでございます。

副委員長。

○副委員長（藤澤恭子君） すみません、今回の条例についてお伺いいたします。

先ほど本会議場のほうで部長からの御説明で、掛川町時代の条例を廃止する条例ですけれども、この趣旨を引き継ぐということでしたが、今回新しい条例と、この廃止する条例というのは大きな違いというのは特にないということでしょうか。

○委員長（寺田幸弘君） 現行の条例と新しくつくった条例の大きな差異があるかということですね。

○副委員長（藤澤恭子君） はい。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 基本的には、文言的な部分は若干あるかもしれませんが、内容的なものは定数も任期についても特に変わったところはありません。中には公選法だといいながら、東部のほうなんかは任期2年しか。何でこんなの変える必要があるんだという部分も含んだりするところもありますが、うちのほうは案外そこはきちっとした形の中のところに収まっている。あと会計上のものを監査をきっちりするような形を取ればというふうにも考えているぐらいの部分です。

以上です。

○副委員長（藤澤恭子君） ありがとうございます。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 確認だけれども、令和 3年度分もしっかり監査していくということなんですか。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） これは監査委員会事務局とも話をしなくてははいませんが、当然令和 3年の 4月 1日から新しい予算を組みますので、今ちょうど 9月の決算議会がございまして。そこについては、今やっています令和 3年度分の決算についての見方をどういう形で見っていくか。これについては先ほど言いましたように、いろいろな協議はしていく必要がある、そういうふうにご考えております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいですか。今の時点で板沢区との話合いの中でこういった形になったということで、あとの決算について今、協議していくということでございます。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） やはりそれは上程する前に、令和 3年度に正式な議会として設置されるとすれば、正式なものとして動いていかなければいけないので、それに対する監査が今から協議というのはちょっとその辺もあまりよろしくないんじゃないですかね。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 次の議案になりますけれども、特別会計の条例は 4月 1日から施行する形をお願いしておりますので、その年度の会計から市の監査をお願いすると、そういう予定であります。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今までのやり取りの中で、令和 3年度に慣例的な法制上会計を持ってないわけですよね。そのところから市に負担金が入ってくる。そっちの支出を含めて、部長のほうは令和 3年度分をしっかり監査するように今から詰めていきたいということでおっしゃったんですけども、その辺お 2人でどうなっているのか説明していただけますか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） この条例の趣旨からすると、そういう年度からということなんですけれども、まだ予算のほうを今回出さなかったという理由は、まだその辺の調整を地元とやっている最中なものですから、その辺も議題に上げて調整をさせていただきたいと思っております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

それでは、質疑はこの程度で打ち切りたいと思います。大分深掘りはできたと思うんですけども、よろしいでしょうか。

では、最後に。

○委員（鈴木久裕君） 財産区の形態ね、先ほど 3つあると申し上げましたが、逆にこの特会と基金条例ができることで、財産区の存在そのものについてはちゃんと法にのっとった状態になる。あと、議会制にすることとかは次の話でもいいわけですよ。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 今回条例制定させていただいて、議会制から管理会制ですか、運営の形態ですね、その辺についてはまた今後の話になりますので、第 1段階としてまず条例を制定させていただきたいと。67年間長きにわたって懸案事項でしたので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

それでは、以上で質疑を終結したいと思います。

次に、委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、以上で討議を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 今、いろいろ御説明していただいたの結果ですけれども、やはり私は今回この条例については反対という立場から討論させていただきます。それは 5点ほどあります。

1つは、まず大前提として、この条例案が県知事提案の条例なので修正ができない。修正ができないので、賛成か反対しかできない。それにのっとってやると、選択肢が反対になる、そういうことですが、その考え方を 5点ほど申し上げます。

一番の問題は、財産区の関係者の意識の問題で、本来市全体の財産の中の一部から生ずる果実について、その財産の管理と、そこから生じる果実についてその地域に委ねているということなので、自分たちのものじゃないんですね。運営について地元の自治会とか、そういったことで使ってもらおうというのは、もうどこの財産区についてもそれはそういうことなので、それはそれでいいんですけれども、意識の問題がそういう考え方の中から議会制ということを取っている。その関係は私は一応全市を見ている中で、議会の権限を一部の特別地方公共団体に委ねるということについて、少し地元の意識、本当に財産区というものについてのこの67年間の中でだんだんようになってきたの

かもしれないけれども、ちょっとその意識について危機感を覚えるというのがまず第 1点です。

それから、もう 1点、この条例案を仮に否決しても、今まで不適切だったことについては、特会の条例と基金条例が後で出てくるでしょうから、それができることによって一応正常化した状態になります。この議会を設置するかどうかというのはある意味オプションとも言える。その正常化についてね。議会制を取るところもあるし、今度管理会制に移行するところもあるし、そもそも、市長が管理者であり、市議会が議決権者であるという、そういう財産区の基本形態という運用ができるわけですから、財産区自体について正常化することについては問題ない。

それと、もっと本当に問題なのは、お金が、先ほども出たように、では、お金の出どころをどうするんだ。ちゃんとしたことを公職選挙法に基づいて、公に本当に条例の下でやった議会を設置していくのに、そのお金の出どころが慣例的なところで、特別会計もちゃんと市の特別会計として設置されていない。そういったところから支出するということがどうなのかという問題。それは監査をするということで解決できるのかどうか、それは私も今の時点で何とも言えませんが、特にその辺の支出の問題はあるだろうと。これは後で申し上げる。議案第 106号と 107号に関することなので、後で言います。

それと、市の事務量増大について、ただでさえ市が今忙しいのに、市長も忙しいわけですよ。そういった中で今度本当に正式な議会制にしていくと、事務量がすごく増えるわけですよ。その点と、それから、その裏返し、地元の議員になる人も今度大変になるわけですよ。だから、地元の意向を反映したいということであるならば、もう少し別の方法、例えば管理会制とか、そういった方法もあるんじゃないかというのが 1つ。

それと、もう 1点は、この条例上で既に失効してないんですよ。今だから暫定的に気持ちを引き継いでというか、その趣旨を引き継いでというのはあるけれども、形としてこの昭和20何年の掛川町板沢区議会条例というのはもうないわけです。ない条例を廃止するということではできないわけですよ、そもそも。ない条例を廃止したって、それ何だと私は言われたくないの、その点も非常に問題だというようなこと。

そんなこともありまして、できれば修正をして、今回慣例的な方法に基づいて選挙をやってもらうとして、条例を新しく 4月に同時に施行して、この条例制定当初の議員の任期は、この条例案、第 3条の規定にかかわらず、3年とする方法もある。このうちの選挙の 2回やるというのは生じますけれども、そのあたりで地元の御意向を尊重したというのは分かりますけれども、あまりにいろいろ全体に矛盾が生じ過ぎているので、ここのところまでの本当に職員の努力は評価しますが、これを今議決すると、今度私たちに説明責任を求められたとき説明できないので、私自身は。

なので、反対します。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 反対の立場からの討論がありました。

これに対して討論ありますでしょうか。

藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子君） 鈴木委員のごもっともな御意見、たくさんの様々な御意見あろうかと思えますけれども、やっぱりこれまで本当に長きにわたりの懸案案件だった、議会からももちろんですけれども、今回は監査のほうからもありましたように、やっぱりこれは本当に長い間、もうおっしゃるとおり、この既得権を争ってということがあったかもしれません。ずっと何十年の歴史の間により凝り固まってきたこの住民感情を本当に当局の皆様方は一生懸命対話を重ねて、何とか前進しなければならない。今法整備ができていないところをきちんと法整備しなければいけないという、そういうもとに活動をされた案件だと思います。これは本当に前に進めるべきことだと思っておりますので、私はそういった意味からも、それから、掛川市は協働のまちづくりということで、市民、住民の意見を尊重する、また御活動を尊重するという、そういったところからも、私たちも後押しができるのではないかなとも思っております。こちらのほうを私は賛成の立場から意見を述べます。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） ほかに。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 討論は 1回じゃなくて、今のそれはどこかに載っていますか。

〔「討論は 1回じゃなかった。同じ人 2回やらないでしょ」との声あり〕

○委員（松本均君） 委員間討議だったらいいんですけど、討論だったら 1回じゃないかな。反対、賛成、反対、賛成。違うかな。

〔「本会議場じゃないでしょうか」との声あり〕

○委員（松本均君） 本会議場なの。では、委員会だったらいいのか。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、時間を少しいただいて調べてもらいます。

〔「1回」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 1回だそうです。

ほかに討論ありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

県知事提出議案第 105号 掛川市板沢財産区議会設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

当委員会に付託されました県知事提出議案第 105号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、引き続き行いたいと思います。

行政課からの説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いいたします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉君） そもそもこの財産区はどのぐらいの財産を持っているものか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 板沢財産区ですけれども、土地ですね、山林と原野で9万 8,749平米あります。基金が 3,500万円です。令和 2年度の歳出決算が 456万 4,000円です。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） よその事例だと、基金とか手持ちの現金について不問にして、新しい基金に積み込むのは少し協議のレベルというようにした事例もあるやに聞いてますが、今回これについてはもうこれらは全てが新しく特会に移管されるということでよろしいですか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） そのとおりです。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 先ほども出ましたけれども、この会計の施行が来年の 4月というのは、先ほど条例を通したから、余計問題になると思うんですけれども、実際に本当に法令にのっとったも

のだけれども、そこに要した支出をちゃんとした特会に載ってないということなんですけれども、そのところについてももう一度説明してください。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 理由といたしましては、地元との協議ということと、条例をつくるに当たって、県のほうと相談といたしますか、県の意見をいただいて、こういった形にさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○委員（鈴木久裕君） 問題はあるけれども、何とかそこをと、いわゆる超法規的なのという意味でということよろしいですか。

○委員長（寺田幸弘君） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和君） 超法規的かどうかはちょっと分かりませんが、そこは移行期間ということで御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

山本委員。

○委員（山本行男君） ここは先ほど私も申し上げたけれども、これは県に早急にやっぱり相談していただきたいと思います。県からそれでいいよということの言葉をいただければ。

○委員長（寺田幸弘君） 県とのやり取りはしているわけですね。

○委員（山本行男君） やってないでしょう。

○委員長（寺田幸弘君） やっているという話。

○委員（山本行男君） 具体的にはそういう突っ込んだ話はしていないのではないかと。

お願いします。お答えください。

○行政課（村上宏行君） 行政課の担当の村上と申します。

私が直接県と話をさせていただいている中で、具体的にこの項目がどうというところまでは話しておりませんが、会計を地元の方が管理をしているという状況があるということはお伝えしていて、それについて、今年度の移行はちょっと地元のほうとは調整が厳しい、難しいということで、来年度からになるというふうに地元の方とまとまると、そういうふうなやり取りについてよろしいかということ、そういう状況で県のほうに確認をしたところ、その運用の仕方でいいですよというようなことでやむを得ない部分もあるけれども、いいよというところでいただいています、それで4年度からということで話をまとめたというところでもあります。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 山本委員さんが監査委員をやっておりますので、早急にこういった御意見もあったからということで、そのところについては監査委員事務局ときっちりと詰めてまいりたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、よろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 委員長に御質問ですけれども、修正案の動議をしたいと思うんですけれども、どういう手続でやればいいでしょうか。

〔「何番」との声あり〕

○委員（鈴木久裕君） 議案第 106号、107号の両方。

○委員長（寺田幸弘君） 休憩を入れて、その間につくっていただいて、会を休憩して、そのほうがいい。休憩をして、その間に出してもらって、もう 1回かけると。

○委員（鈴木久裕君） 委員会での修正動議も書面だけ。

○委員長（寺田幸弘君） はい。

それでは、少し10分ぐらい休憩。13時。

午後 0時51分 休憩

午後 1時00分 開議

○委員長（寺田幸弘君） それでは、再開させていただきたいと思います。

議案第 106号についての質疑をしたいと思います。

ありましたらお願いします。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） よろしいですか。

今、修正案が提出されましたので、修正案を皆さんにお配りしますので、修正案が配られた後、提出者であります鈴木久裕議員から説明をしていただきたいと思います。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、修正案の提出者の鈴木委員のほうから理由をお願いします。まず 106号だけ。

○委員（鈴木久裕君） 先ほど来お話をしているように、確認をされるということですが、やっぱり会計の問題は非常に大きいので、地元の意向ということはあるにせよ、整合性を取るとすれば、施行日を議会の設置条例、私は反対しましたが、可決されましたので、そうなった以上はこういうふうにしておかないと問題であるという認識のもとに条例案を提出させていただきま

した。

内容は記載のとおりであります。

○委員長（寺田幸弘君） ただいまの鈴木委員の説明に対する質疑をお願いします。修正案についての質疑です。よろしいですか。

鷺山委員。

○委員（鷺山記世君）

○委員長（寺田幸弘君） 鷺山委員からの質疑といたしますか、提案といたしますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 原案どおりでいいんじゃないかというふうにお考え、それは地元の御意向だからという、それはそれで地元の意向と市の意向を聞いたので、こういう提案がされたというのと、法制上いいのかどうかというのはまた別なんですよね。だから、地元の御意向、それから、今までの担当の努力は非常にある程度評価するけれども、先ほどの問題もそうだけれども、法制上、法制をつくるのは我々ですから、そこのところはしっかりしたものにしておかなければ、今度我々がある意味責務の放棄であったり、間違っただけをしたらいけないので、私はより正しいと思うほうを出しただけで、別に地元とか担当の今までの努力を無視しているわけじゃない。ただよりよくするために出している。

○委員（鷺山記世君） あと 1点、すみません。

○委員長（寺田幸弘君） 鷺山委員。

○委員（鷺山記世君） たしか財産区について会計のもの、4月にもらったのに予算に組んであったと思うんですけども、それは財産区は載ってましたか。

○委員（鈴木久裕君） いや、何も載ってない。いいですか、説明させていただきます。

この4つの財産区、板沢と上内田地区と、それからもう2つについては、今まで予算書も決算書も全く出てません。

○委員長（寺田幸弘君） 鷺山委員。

○委員（鷺山記世君） ごめんなさい。4月1日から施行というのは、ここをさっき何て言っていましたか。財産区、法人として存在する。4月1日に合わせた上でやるんじゃないですか。違うんですか。

○委員長（寺田幸弘君） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 4月1日からとするのは、ある意味当然なことで、それは普通だったら妥当なことです。なぜこれが問題なのかというと、先ほどの皆さんが可決なさった条例の施行日が公

布の日からになっていまして、これが4月から、もし仮に前のものが4月1日から施行だったら全然問題ない。なぜ問題かというのは、先ほど来監査委員でもある山本委員にも確認をさせていただいたようなどおりで、可決してしまってから確認でいいんですかということもありましたね。そういうことです。通常でしたら4月1日というのはごく自然です。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいですか。それぞれですので、この辺でよろしいでしょうか。

〔「結構です」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） この今回されている3つの条例案と、それから、あと残りの3つの財産区に関する条例、今後出されてきますけれども、その辺の全体像で扱いが多分異なってくる議決をせざるを得ないかな、今の御説明を聞いていると。そのあたりも全体像の中で不整合をしてしまうと、我々というか、議会側として非常に心配なところがあるんですよ。それはもちろんだから、担当としてはもう収めたい。それは当然だし、私も執行側だったらこれで何とかというふうにすると思うんですけどもね。なので、本当に担当、それから地元の意向を尊重したいとは思いますが、やっぱり議会の議決の形としてこれが最良なのかどうかというのはまた別問題なので、こういう提案をさせていただいております。この問題についての皆さんの御理解をちゃんとした上で最終的に議決というところまでしていただければなと思いますので、ぜひ討論、討議を深めていただければと思います。

○委員長（寺田幸弘君） そういう鈴木委員からの討議を深めていただきたいということですが、どうでしょうか。

これは次の3つにもつながるということを含めてということでございますね。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 先ほどの提案理由について、もうちょっと追加ですけども、さっきの105号が可決されてなければ当然出さないものです。これ自体4月1日から、この特会条例と基金運用条例が4月1日からというのも全く問題ないので、ただ、あちらとの関係を考えると、このまま4月1日にやっておいて問題が生じませんかということです。

○委員長（寺田幸弘君） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子君） 鈴木委員のおっしゃっていることは本当によく分かります。やっぱりこの3つ一緒に出てきた、この105号から107号までできれば一緒に全部日を定めることができな

いかなということをおもも考えましたし、私たち党派の中でも話も出ました。もちろん議論の中にもありましたけれども、やはりこれは先ほどお話をいただきましたが、まず、先に進めるという意味で、どんどん頑張っておこまで続けてきてくださった中に、この 105号の条例、議会を設定することも決めるに当たっては、お話の中に、これは来年の 4月 1日からということで、地元との協議があった上でここまで話が進んだ関係でありまして、ここの 4月 1日というところが非常にこの板沢区の中では重要なことでありまして、今までも板沢区民の方々は、先ほどはもうこの条例はないということでおっしゃってましたけれども、その解釈の下で、ずっと運営してきてくださってました。今までも運営してきてくださった中に何ら不備があったわけでもなく、不正があるわけでもなく、この先もしっかりとした運営ができるという、そういった当局との信頼関係、そして対話を重ねた上で、そういう意味で、今回はこの経過措置という形を取るということで私は理解しておりますので、原案どおりでいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） 藤澤副委員長がおっしゃるのもごもっともなことで、前へ進めるためにはこういう考え方は出てくる。それはそれでいいんですけれども、ただ、議会として問題ないのかということだけで、今できる範囲での整合をどうつけるかということで提案させていただいていますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○委員長（寺田幸弘君） 議会としての問題と申しますか、その問題提起として上げさせていただいたということですが、地元との協議については十分理解しているということでございます。

よろしいですか。

以上で委員間討議を終結して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

まず、鈴木委員から提出された修正案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

修正案につきましては、賛成が少数ということで否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 106号、すみません。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

議案第 106号 掛川市板沢財産区特別会計条例の制定につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 107号 掛川市板沢財産区運営基金条例の制定についてを議題といたします。

それでは、引き続き行政課から説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉君） もう一つ教えてほしいのは、この財産区の定例的な収入源、先ほど基金で3,500万円ぐらいあるという話でしたね。定例で毎年とか、どんな収入があるのか。

○委員長（寺田幸弘君） 板沢地区の収入源ということですね。分かりました。お願いします。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和君） 財産区有地の貸付料というのがあります。

○委員（草賀章吉君） 貸付先と金額を教えてください。

○行政課長（熊切紀和君） 駐車場貸付料、これは96万円ほど。それと不燃物埋立場の貸付料、これが110万円ほど。あとは農場貸付料が29万円ほど。あと敷地料が1万円。その他民間企業への土地の貸付料があります。

○委員（草賀章吉君） 民間でそんな多くないのか。

○行政課長（熊切紀和君） 多くないですね。それぞれ10万円程度です。

○委員（草賀章吉君） 分かりました。先ほどの不燃物の埋立てというのは、これは市ですか、お支払いは。

○委員長（寺田幸弘君） 大石部長。

○理事兼総務部長（大石良治君） 掛川市が借りておりますが、本年度覆土をして元に戻すという形の手続といたしますか、その作業を施工して、予算をお認めいただいております。それが今適宜執行しようとしています。

以上です。

○委員長（寺田幸弘君） 草賀委員。

○委員（草賀章吉君） それはまだこれからも賃貸料というのは発生してくるんですか。

○理事兼総務部長（大石良治君） 一応覆土が終わって、今年度中に全てを精算して地元に戻して、畑地造成が当初の目的ですが、これから先どういう形になるか。いずれにしても、そこで市との関係は解消できるというふうに思っております。

○委員長（寺田幸弘君） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） それでは、質疑を終了いたします。

この際、鈴木委員から原案に対して修正案が提出されておりますので、趣旨説明をお願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕君） 理由については、先ほどの 106号と同様であります。105号が成立されたのに伴い、これの整合を取って、きちんとした手続のために提案をさせていただきました。

○委員長（寺田幸弘君） 整合性を取るべきでないかということで提案をいただいたということでございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） よろしいですか。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

御意見のある方はお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕君） お願いですけれども、採決のときは自信持って手を挙げてください。確信があるなら、自信があるように手を挙げてください。

○委員長（寺田幸弘君） それでは、討議を終了いたします。

○委員（鈴木久裕君） 修正案の討論というのは一応やらないといけない。

○委員長（寺田幸弘君） はい、分かりました。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、採決に入りたいと思います。

まず、鈴木委員から提出されました修正案につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

修正案につきましては、賛成少数ということで否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案につきまして採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 107号についてです。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘君） ありがとうございます。

議案第 107号 掛川市板沢財産区運営基金条例の制定については、賛成多数にて原案のとおり可決することにいたしました。ありがとうございます。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

その他、皆様からございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘君） 長時間にわたりありがとうございます。

以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時26分 散会